

予防接種健康被害救済制度について

厚生労働省

健康被害救済制度とは

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要な手続き等については、予防接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。（厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。）

給付の種類

給付の種類	A類疾病の定期接種・臨時接種	B類疾病の定期接種 ※請求期限あり
医療費及び医療手当 (医療手当のみの請求も可)	予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用およびその入院通院等に必要な諸経費を支給。	予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用およびその入院通院等に必要な諸経費を支給。(入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に限る。)
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより政令別表第1に定める程度の障害の状況にある18歳未満の者を養育する者に支給。	
障害年金	予防接種を受けたことにより政令別表第2に定める程度の障害の状況にある18歳以上の者に支給。(障害児養育年金から移行する場合も改めて障害年金の認定が必要。)	予防接種を受けたことにより政令別表第2に定める程度の障害の状況にある18歳以上の者に支給。(3級はなし。)
死亡一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。	
遺族年金		予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合にその遺族に支給。
遺族一時金		予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給。	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給。

その他の申請

給付の種類	A類疾病の定期接種・臨時接種	B類疾病の定期接種 ※請求期限あり
年金額変更	障害児又は障害年金受給者の障害の状況が他の等級に該当することとなった場合、新たな等級に応じた額を支給。	障害年金受給者の障害の状況が他の等級に該当することとなった場合、新たな等級に応じた額を支給。
未支給給付	給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であってその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給する。	給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であってその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給する。

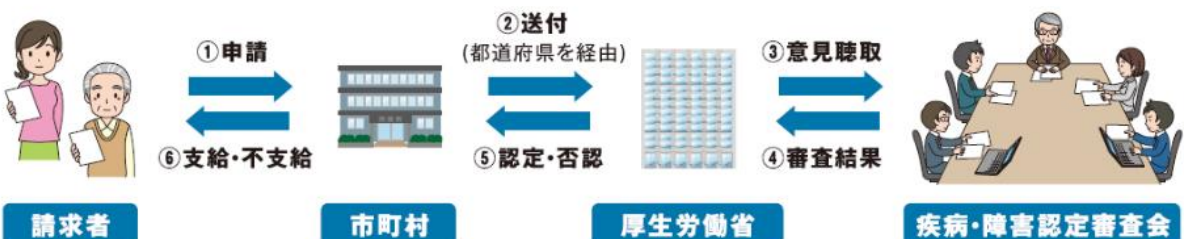
※ B類疾病の請求期限

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から5年。

医療手当：医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年。

遺族年金、遺族一時金、葬祭料：死亡の時から5年。ただし、医療費、医療手当又は障害年金の支給の決定があった場合には2年。

申請から認定・支給までの流れ



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

(参考1) 実績(累積)

これまでの進達受理件数 : 12,859件 ※本日の審議結果を含む
認定件数 : 8,796件
否認件数 : 3,136件
現在の保留件数 : 11件

否認理由

1. 予防接種と疾病等との関係
2. 疾病の程度は、通常
3. 政令に定められる障
4. 因果関係について判

(参考2) 死亡一時金または葬祭料、障害年金及び障害児養育年金に係る件数 ※令和7年1月31日現在

死亡一時金または葬祭料	障害年金	障害児養育年金
進達受理件数 : 1,635件	進達受理件数 : 742件	進達受理件数 : 23件
認定件数 : 951件	認定件数 : 182件	認定件数 : 1件
否認件数 : 520件	否認件数 : 401件	否認件数 : 19件
保留件数 : 1件	保留件数 : 3件	保留件数 : 0件

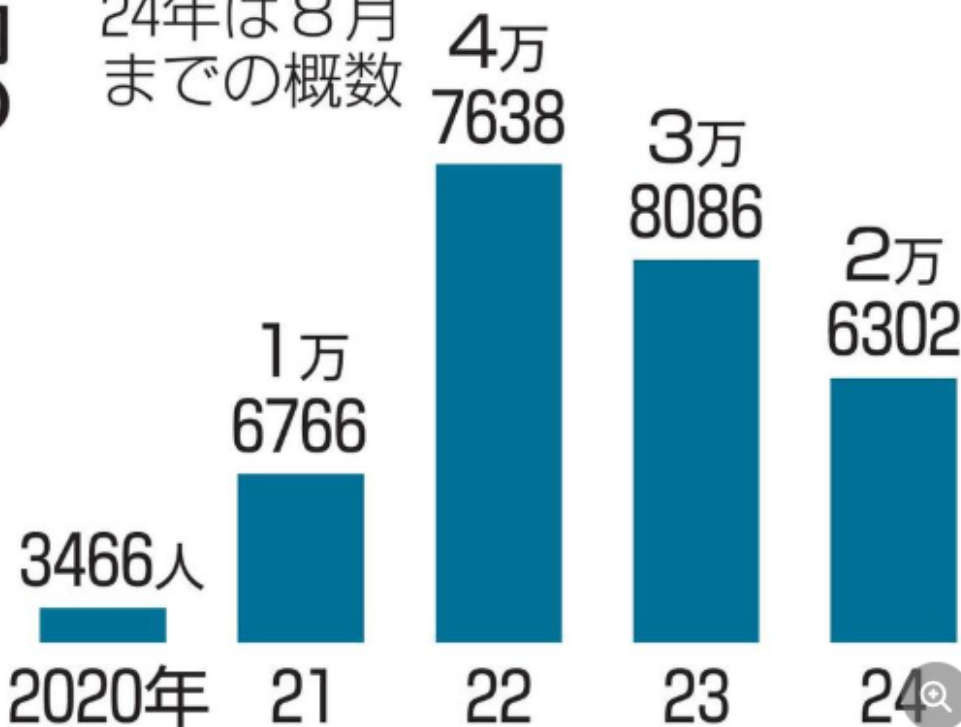
(参考3) 予防接種健康被害救済制度の審査について

本審査会での認定にあたっては、個々の事例毎に、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象」との考え方にに基づき審査している。

国内の
新型コロナ
死者数の
推移

※人口動態統計による。

24年は8月
までの概数



国内の新型コロナ死者数の推移 (KYODONEWS)

新型コロナウイルス感染者が国内で初確認されてから15日で5年。感染者数は抗体保有率の調査から昨年3月時点で7千万人以上と推計され、人口動態統計による死者数の累計は同8月時点で13万人に上る。オミクロン株による感染が急拡大した2022年をピークに死者数は減っているが、インフルエンザより圧倒的に多い。流行は今も夏と冬に繰り返されており、警戒が続いている。